

三重県性暴力の根絶をめざす条例

2025年10月27日施行

～性暴力のない、安全に安心して暮らせる三重をめざして～



この条例は、県や市町、県民の皆さん、学校、事業者などがそれぞれの役割のもとで性暴力に遭われた方やそのご家族に寄り添い、性暴力を根絶することで、すべての方が安全に安心して暮らせる社会の実現をめざすため、制定されました。

性暴力は、
被害者の心身や尊厳
を著しく侵害する
人権侵害であり、
根絶しなければな
りません。

県は、
・性暴力の予防
・性暴力被害者に対す
る支援
・性暴力のない社会の
構築
に向けて取り組みます。

県民の皆さんは、
・**二次被害**^{ひぼう}(被害者への誹謗中傷等)
を防止する
・性暴力に対して傍観するこ
となく、被害者に寄り添い、
支えていただく
ことをお願いします。

もし、あなたやあなたの大切な人が性暴力にあわれたときは、
ご相談ください。

☎相談専用電話

よりこ

はやくワンストップ

059-253-4115 または **#8891**

相談時間

9時～17時（土日祝、年末年始除く）

※上記日時以外の相談専用電話は、夜間休日コールセンター
につながります。



条例や「よりこ」について詳しい
情報、最新の情報は
ホームページをご覧ください。



みえ性暴力被害者支援センター

寄り添う心

よりこ



この条例がめざすもの

- 1 性暴力は個人の尊厳を著しく侵害する**人権侵害**であり、**決して許されないため、根絶**していかなければなりません。
- 2 性暴力被害者やその家族を**社会全体で支え**、被害者等の**意思や立場を尊重**します。
- 3 性暴力被害者等に対する**差別や偏見**、^{ひぼう}**誹謗中傷を許さず**、**二次被害を防止**します。
- 4 **関係機関が連携**して、性暴力被害者等に対して**迅速・的確に途切れることなく支援**します。
- 5 子どもに対する性暴力については、社会全体で**子どもを性被害から守る**とともに、子どもへの**教育啓発**を行います。また、性被害が発生した場合は、被害の**早期発見**と被害を受けた子どもとその家族を**迅速に支援する**ため、関係機関が連携します。



性暴力について

この条例で、
「特定の者の身体や精神に
対して行われる同意のない
性的な行為」は
性暴力である
としました。



性犯罪
(不同意わいせつ・不同意
性交、痴漢、盗撮など)
**セクシュアル・
ハラスメント**

性的脅迫

性的虐待
**デート
DV**
**デジタル
性暴力**

**配偶者等
性暴力**
**ストーカー
行為**
**アスリート等
盗撮**

これらの行為はすべて**性暴力**です！

県の責務と皆さんに期待する役割

県の責務

- 性暴力の根絶と被害者等支援に関する施策の実施
- 関係機関との連携、情報の収集と活用 など

県民等の役割

- 性暴力根絶や被害者支援の必要性への理解促進と二次被害の防止
- 性暴力に対して傍観することなく、被害者への寄り添い・支援 など

市町の役割

- 性暴力根絶や被害者等への支援に関する取組の推進
- 取組について住民の理解促進 など

学校等の役割

- 子どもに対する性暴力の防止、被害の早期発見、迅速・的確な対応
- 学校等における性暴力の防止に必要な措置 など



事業者の役割

- 事業所内での性被害、二次被害の防止
- 従業員が被害者となった場合の適切な対応 など

医療機関の役割

- 心理的負担の軽減、支援に関する情報提供 など

民間支援団体の役割

- 知識・経験を活用した性暴力被害者等の支援 など

性暴力の根絶をめざす月間

11月は、**性暴力の根絶をめざす月間**です。

性暴力のない、誰もが安全に安心して暮らせる三重を
私たちでつくっていきましょう。

